

宿泊施設バリアフリー化支援補助金の募集を開始します！

東京都及び(公財)東京観光財団では、障害者や高齢者等の観光客やビジネス客等だれもが円滑に利用できる環境を整備するため、バリアフリー化に取り組む宿泊事業者に対し、施設整備等に要する経費の一部を補助します。この機会にぜひご活用ください。

募集の概要

- 1 補助対象者 「2 補助対象施設」を運営する宿泊事業者
- 2 補助対象施設 都内において「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を行っている施設
- 3 補助対象経費及び補助率等 下記のとおり(※については条件があります。)

補助対象経費	延床面積 1,000 ㎡未満の施設		延床面積 1,000 ㎡以上の施設	
	補助率	補助上限額	補助率	補助上限額
(1) 施設整備 ※8	4/5	3,000万円 (6,000万円)※5	2/3	2,500万円 (5,000万円)※5
(2) 客室整備 ※1 ※8	3/4 ※2	4,000万円 (8,000万円)※6	2/3 ※2	3,500万円 (7,000万円)※6
	4/5 ※3	4,200万円 (8,400万円)※6	3/4 ※3	4,000万円 (8,000万円)※6
	9/10 ※4	4,800万円 (9,600万円)※6	4/5 ※4	4,200万円 (8,400万円)※6
(3) 備品購入	4/5	320万円	2/3	270万円
(4) 実施設計 ※7	4/5	100万円	2/3	90万円
(5) コンサルティング	2/3	100万円	2/3	100万円

※1 「建築物バリアフリー条例に定める一般客室」又は「車いす使用者用客室」を目指す整備

※2 15㎡未満の建築物バリアフリー条例に定める一般客室の整備を行う場合

※3 車いす使用者用客室の整備を行う場合又は15㎡以上の建築物バリアフリー条例に定める一般客室の整備を行う場合

※4 車いす使用者用客室の整備で、客室出入口の有効幅を90cm以上とする場合

※5 以下に示す敷地内の整備を含む2種類以上の整備を行う場合

①敷地内の通路、②出入口、③廊下等、④階段、⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、

⑥エレベーター、⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、⑧駐車場

※6 客室を6室以上(改修前を基に判断)バリアフリー化する場合

※7 (4)は、(1)又は(2)と同時に申請する場合のみ対象とする。

※8 建築物バリアフリー条例に基づく新設に伴う設置義務の部分は対象外

- 4 募集期間 令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで

※補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

- 5 申請方法 申請書類や手続き等については、(公財)東京観光財団ホームページ

(<https://www.tcvb.or.jp/jp/project/infra/yado-barrier-free/>)に令和7年4月1日以降、掲載いたします。



【問い合わせ先】

<事業全般について>

産業労働局 観光部 受入環境課 代表番号 03-5320-4802

<申請方法等について>

(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観光インフラ整備課 電話 03-5579-8463